

令和6年度高齢サポート（地域包括支援センター）の運営について

（1）地域ケア会議について

（令和6年度京都市地域ケア会議開催計画（案））

（2）令和6年度高齢サポート（地域包括支援センター）運営方針（案）

<参考>

昨年度からの主な変更点

(1) 地域ケア会議について

令和6年度京都市地域ケア会議開催計画（案）

1 地域ケア会議の開催目的

個別ケースの支援内容の検討による課題解決を出発点として、地域のケアマネジャーによるケアマネジメントを支援することや保健・医療・福祉等の専門機関や住民組織、企業等の多職種の関係機関の地域包括支援ネットワークを構築することにより、高齢者個人やその御家族に対する支援を充実するとともに、地域課題を抽出・整理し、その課題に対応していくことで、高齢者への支援の土台となる社会基盤の整備を図っていくことを目的とする。

2 地域ケア会議の機能

情報交換・共有、事例研修・学習に加え、以下の5つの機能を地域ケア会議の中で発揮していく。

(1) 個別課題解決機能

- 支援に困難を感じているケースや自立に向けた支援が難しいケース、あるいは地域の課題と考えられるケースなどを中心に、個別ケースについて多職種の関係者が多角的視点から検討を行うことにより、個々の高齢者の課題解決を支援する。
- 上記のプロセスを通して、地域包括支援センター職員やケアマネジャー等の課題解決力の向上を図ることで、高齢者への自立支援に資するケアマネジメント等の支援の質を高めていく。
- 個別事例に基づく検討を通して、個人、家族、環境等の課題とその要因を分析し、個別課題を解決のみならず、(2)以下の機能につなげていく。

(2) 地域包括支援ネットワーク構築機能

- 地域の関係機関等の相互の連携を高める。
- 個別ケースの検討を通じて、個別課題や地域課題を解決するために必要な関係機関等の役割が明らかになるとともに、課題解決に向けて関係機関が具体的に連携を行うことによって、連携が強固かつ実践的なものになる。
- 同時に、ネットワークの構築が必要だと考えられる機関や人、及び不足している社会資源を明らかにすることにより、(3)以下の機能につなげていく。

(3) 地域課題発見機能

- 個別ケースの背後に、同様のニーズを抱えた要支援者やその予備軍を見出し、かつ関連する事実や課題、地域の現状等を総合的に判断して、解決すべき課題を明らかにする。
- 発見された課題に対して、どのような解決策・改善策が可能かを検討するプロセスのなかで、関係機関の必要な取組・役割等が明らかになる。
- どのようなサービス等が新たに必要かを検討することで、(4)以下の機能につなげていく。

(4) 地域づくり・資源開発機能

- 地域の見守りネットワークの構築など、必要な地域資源を地域で検討し、地域課題の解決につなげていく。
- 地域の実態や特性に応じて状況が異なるため、地域ごとに個別的な課題があ

り、これらに応じた地域ごとの解決策が必要になり、その点を踏まえた地域づくりを行っていく。

- 関係者・グループに働きかけをすることで、それぞれの活動内容、役割、得意分野などを活かした地域づくり・資源開発につなげていく。
- 地域づくりや資源開発に対して、必要な京都市のサポート内容や関係機関の役割等を明らかにすることで、(5)の「政策形成機能」につなげていく。

(5) 政策形成機能

- 発見された地域課題の解決に向けて、優先順位や利用可能な地域資源等を検討して、解決のための政策等を立案したり、ネットワーク構築機能や地域づくり・資源開発機能を十分に発揮するための既存の施策、事業の活用等を検討していく。

※ (1)~(5)の機能は相互に関係し合い循環するものである。各機能の有機的な相互連関（相互補完）を実現できるよう、地域の実情に応じて、参加者や設置範囲の異なる地域ケア会議やその他の会議を組み合わせることが必要となってくる。

3 令和6年度地域ケア会議実施にあたっての体系、構成員、開催頻度等

別紙1参照

4 留意点

- 地域ケア会議の中で明らかになった生活支援サービス等に関する地域課題について、「地域支え合い活動調整会議」に引き継いで新たなサービスの創出等に向けた検討や取組を進めていくなど、課題に応じて関連する会議体やネットワークとの分野横断的な連携を更に強化し、地域課題に対応していく。(別紙2参照)
- 地域ケア会議全体を意義あるものにするためには、個別ケア会議等における高齢者支援の個別ケースの支援検討を積み重ねた上で、学区域、日常生活圏域、区域、市域の地域ケア会議が連動し、抽出・整理した地域課題をボトムアップして検討していくことが重要である。職員研修の充実等により、各層の地域ケア会議を有機的に連動させていく。

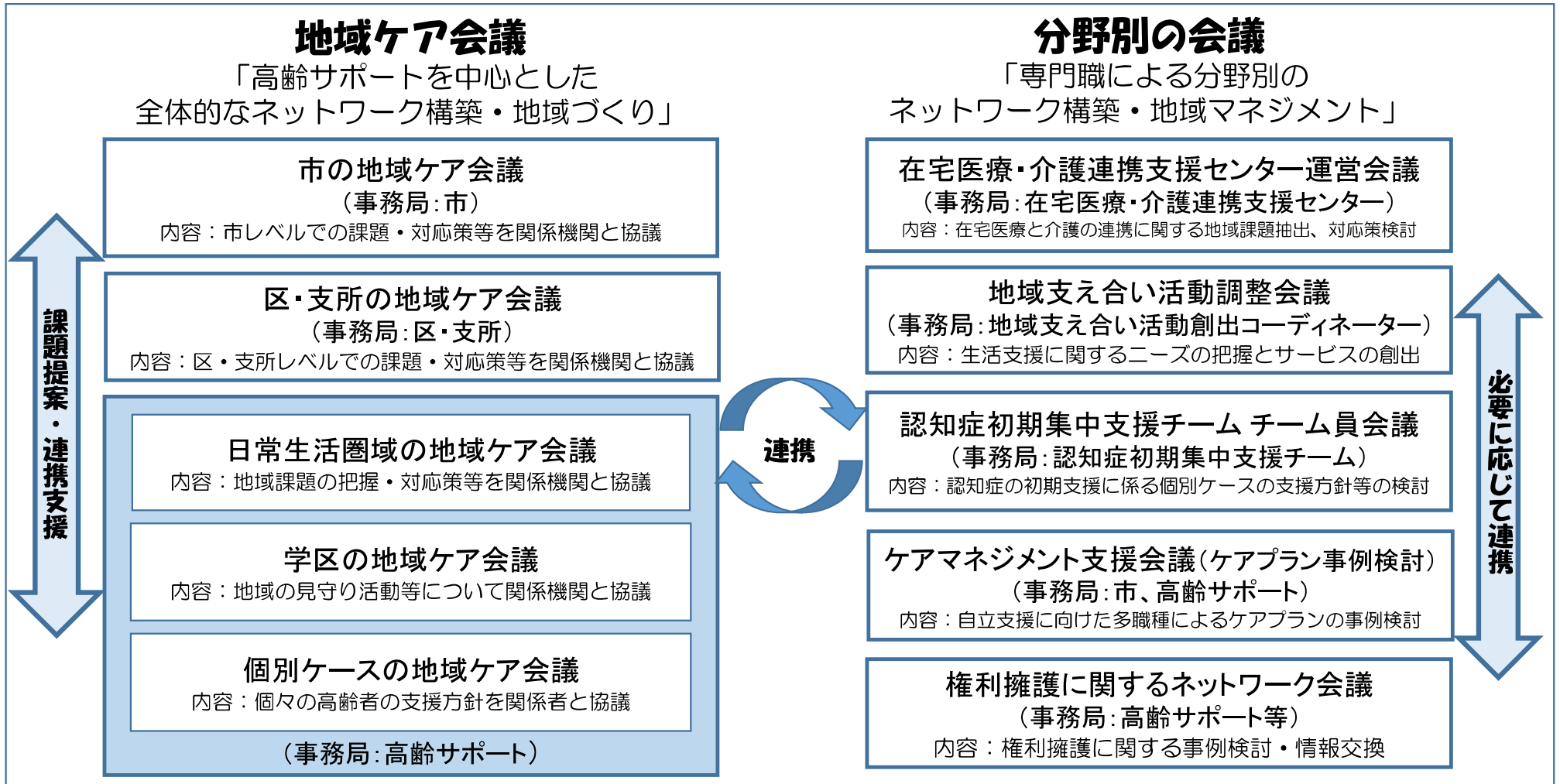
また、地域課題に対する取組については、PDCAサイクルに沿った評価の視点を重視することで、取組内容の充実を図る。

- 8050問題やヤングケアラー等、複合的な課題を抱える世帯については、行政をはじめ、他分野の関係機関とも連携、協力しながら、世帯全体の支援をしていく。
- 高齢サポートだけでなく、ケアマネジャー等の支援者に対しても、地域ケア会議の重要性について共有を図っていく必要がある。
- コロナ禍を経て、高齢者の健康状態の悪化や孤独・孤立、居場所や見守りの担い手の減少などの地域課題が顕在化する中、多職種の関係機関や会議体、ネットワーク等との間で地域課題等を把握・共有し、対応につなげていく地域ケア会議の役割はますます重要となっている。構成員が参集する形での会議の開催が難しい場合においても、オンラインツールや書面を活用するなどの工夫により、柔軟な形で会議の実施に努めるとともに、それぞれの地域の現状を踏まえた取組内容を検討することで、地域における高齢者支援の基盤整備につなげていく。

本市における新たな地域ケア会議の全体像

主たる機能		会議種別	会議内容	会議主催者	会議構成員	開催頻度
個別ケースの検討	【① 個別課題解決機能】	I 個別ケース	<ul style="list-style-type: none"> ・現在関わっている支援者が困難を感じているケース ・支援が必要と判断されるが支援に繋がっていないケースに対する個別支援内容の検討 	高齢サポート	<ul style="list-style-type: none"> ・現在関わっている支援者(ケアマネジャー、民生児童委員、老人福祉員等) ・今後関わって欲しい関係者(民生児童委員、老人福祉員、地域住民等) ・助言・指導の役割を担える関係者(医療関係者等) ※保健福祉センター(健康長寿推進課及び関係する部署)は、必要に応じて会議への参加や会議前後の情報共有を図る	随時
	【②地域包括支援ネットワーク構築機能】	II 学区レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係者からの活動報告や情報提供 ・会議構成員の課題解決力向上を目的とした匿名での事例検討 ・単身世帯高齢者などの見守り活動対象者の状況の情報共有 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉組織(学区民協、学区社協) ・その他、地域ネットワーク構築のために必要な関係機関(居宅介護支援事業所、警察署、消防署等) ※保健福祉センター(健康長寿推進課及び関係する部署)は、必要に応じて会議への参加や会議前後の情報共有を図る	各学区 年3回 程度
	【③地域課題発見機能】	III 日常生活圏域レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・個別ケースの課題解決等により蓄積した地域課題の把握、整理、分析、情報共有 ・地域の多職種の関係機関と連携し、地域に必要又は不足している社会資源(インフォーマルサービス)の開発、ネットワークの構築の検討 		<ul style="list-style-type: none"> ・医師をはじめとする多職種の関係機関 <構成員例> 地区医師会、学区民協、学区・区社協、居宅介護支援事業所、警察、消防、保健福祉センター(健康長寿推進課)等 ※保健福祉センター(健康長寿推進課及び関係する部署)は、必要に応じて会議への参加や会議前後の情報共有を図る	各圏域 年2回 程度
地域課題の検討	【③地域課題発見機能】	IV 区・支所レベル (区・支所運営協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏域レベルで開催する「地域課題の検討を行う地域ケア会議」の取組支援 (地域に不足している社会資源(インフォーマルサービス)の開発、ネットワーク構築への支援など) ・地域特性や特徴を活かした区・支所レベルのネットワークの構築、地域課題への対応 	保健福祉センター (健康長寿推進課)	<構成員> 地区医師会、地区歯科医師会、地域薬剤師会、府訪問看護ステーション協議会、府介護支援専門員会、市老人福祉施設協議会、京都地域密着型サービス事業所協議会、区民生児童委員会、区社会福祉協議会、認知症の人と家族の会京都府支部、区老人クラブ連合会、警察署、消防署、地域介護予防推進センター、地域支え合い活動創出コーディネーター、在宅医療・介護連携支援コーディネーター、保健福祉センター等	各区・支所 年3回 程度
	【④地域づくり・資源開発機能】	V 市レベル (京都市高齢者施策推進協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・区・支所レベルの地域づくり・資源開発に関する取組支援 (成功事例や先進事例の全市拡大、取組が遅れている地域への支援など) ・全市域に共通する課題に対する市レベルのネットワークの構築、施策・事業の立案・実施(予算化、計画化) 	本庁 (介護ケア推進課・健康長寿企画課)	「京都市高齢者施策推進協議会」の構成員	年2～5回 程度
	【⑤政策形成機能】					

■ 地域での支援ネットワークの強化に向けた取組



(2) 令和6年度 高齢サポート（地域包括支援センター）運営方針（案）

1 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて

「第9期京都市民長寿すこやかプラン」では、第8期プランから引き続き、「高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、互いに支え合い、いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち京都」をみんなでつくる」ことを基本理念とし、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える一方、生産年齢人口が急激に減少する2040年を見据えて、「京都市版地域包括ケアシステム」の深化・推進及び健康長寿のまち・京都の実現に向けた取組を推進していくことを目指すこととしている。

「京都市版地域包括ケアシステム」の深化・推進に当たっては、引き続き各高齢サポート（地域包括支援センター）を中核として、本市ならではの「地域力」や「地域の絆」を最大限に生かした学区単位のきめ細かい取組をもとに、日常生活圏域において医療・介護をはじめとする様々な関係機関との連携を進めることで、地域住民、関係機関、行政が一体となり、地域ぐるみで多様なニーズを持つ高齢者の暮らしを支援する。

2 基本的な運営方針

- (1) 高齢サポートは、「公益性」「地域性」「協働性」の視点で運営を行う。
- (2) 地域の高齢者の自立支援を図ることを念頭に、総合相談窓口としての機能を発揮する。
- (3) 関係機関と連携しながら地域における社会資源を相互につなげていく地域のネットワーク構築機能を果たす。

3 基本業務

(1) 総合相談支援業務

地域の高齢者に対して、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげるなどの支援を可能とするために、継続的・専門的な視点に基づく相談支援や地域の関係者とのネットワーク構築、地域の高齢者の心身の状況等必要な実態把握等を行う。

(2) 権利擁護業務

地域の関係機関との迅速かつ円滑な連携を図り、権利侵害行為の対象となっている、または対象になりやすい高齢者、あるいは自ら権利主張や権利行使することができない状況にある高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、意思決定支援を行う。

(3) 介護予防ケアマネジメント業務

適切な介護予防ケアマネジメントの実施を通じて、高齢者の状態に応じたフレイル・オーラルフレイル対策を含む健康づくりや介護予防の取組の支援を行う。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が地域において安心して生活を継続するために適切な社会資源を活用できるよう、地域のケアマネジャーに対する直接的・間接的な支援を行うと

ともに、地域における関係機関との連携体制の構築支援を行う。

4 重点取組事項

(1) 地域の高齢者の支援、実態把握

- ア 地域福祉組織等と連携したひとり暮らし高齢者への効果的・効率的な訪問活動の着実な実施
- イ 個別ケースの地域ケア会議等を活用した適切な個別支援の積み重ね
- ウ 地域福祉組織、民間事業者をはじめとする地域の様々なネットワークを活用した実態把握、見守り活動の促進
- エ 上記活動において適切な支援につなげることでできた事例（地域の強み）の収集及び相談種別や深刻度の分析等を通じた地域課題の抽出、整理

(2) 権利擁護に関する連携・支援

- ア 「高齢者虐待対応マニュアル」に基づく高齢者虐待や困難事例に関する緊密な連携による対応
- イ 高齢者虐待等の早期発見、発生予防の取組
- ウ 地域の関係機関と連携した消費者被害等に関する迅速な情報共有の促進
- エ 成年後見制度をはじめ、高齢者の権利擁護に資する制度・事業の普及啓発及び利用支援

(3) 介護予防の取組の推進

- ア 自立支援・重度化防止を目指し個別性を重視した適切な介護予防ケアマネジメントの実施
- イ サービス事業者、地域介護予防推進センター、保健・医療・福祉の関係機関等との連携によるケアマネジメントの実施
- ウ 介護予防の普及啓発
- エ 介護予防が必要な対象者の早期発見、早期対応
- オ 介護予防ケアマネジメントの質の向上に向けた事例検討の定期的な実施及びリハビリテーション専門職の参加の推進

(4) 認知症の人やその家族等に対する支援体制の構築・強化

- ア 認知症に対する正しい理解の普及啓発などの様々な機会を活用した、地域の関係機関・団体・企業等との連携促進
- イ 認知症の人の社会参加及び本人発信の取組の推進
- ウ 認知症初期集中支援チームとの協働による認知症の初期・初動支援の充実に向けた取組など、早期発見・相談・支援をスムーズに実施できる仕組みづくり
- エ 京都市「認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領」等を踏まえ、行方不明の恐れがある高齢者の事前相談・登録制度を活用した見守り支援の充実、また、発見協力依頼の情報提供制度を活用した行方不明高齢者の早期発見や事故の未然防止のための身近な地域ネットワーク（連絡網）の構築・拡充
- オ 認知症の人・家族に寄り添った相談支援、関係機関との連携・協働による支援体制の強化

(5) 医療・介護をはじめとする多職種の地域ネットワークの充実・強化

- ア 地域福祉組織中心（学区レベル）の地域ケア会議等を通じた、地域福祉組織との協働による地域特性を生かした見守りネットワークの強化と相互の情報共有・連携による地域課題の検討・対応
- イ 日常生活圏域レベルの地域ケア会議等を通じた、地域の医療・介護・福祉等多職種の関係機関との連携体制の構築及びP D C Aサイクルの視点を踏まえた地域課題の検討・対応
- ウ 区役所・支所地域包括支援センター運営協議会（区役所・支所レベルの地域ケア会議）等における相互の情報共有・連携による地域課題の検討・対応
- エ 「在宅医療・介護連携推進事業」「生活支援体制整備事業」「認知症総合支援事業」等において構築する専門職による分野別会議やネットワークとの相互の情報共有・連携による地域課題の検討・対応

(6) 地域における在宅医療・介護連携拠点の活用と協働

- ア 在宅医療・介護連携支援センターとの連携による地域資源の把握と情報共有
- イ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に係る医療面でのバックアップとしての活用
- ウ ケアマネジャーをはじめとする在宅療養者支援に関わる多職種への同センターの周知の協働
- エ 在宅医療・介護連携に係る地域課題の解決に向けた連携

(7) 地域における生活支援体制整備に向けた資源の把握・関係機関との協働

- ア 地域支え合い活動創出コーディネーターが担う地域の資源把握、分析等の活動に対する支援・協力
- イ 地域支え合い活動調整会議への参画等を通じた、介護予防・生活支援サービス創出に向けた情報共有、具体的なサービス創出にかかる検討

(8) 包括的な支援体制の構築

属性にかかわらず相談の受け止めや、行政及び関係機関との協働による世帯全体への支援

5 共通の留意事項

(1) 事業計画の策定

運営方針や前年度の活動内容を踏まえ、担当圏域の地域事情に応じた事業計画を策定するとともに、事業計画を踏まえた活動を遂行する。

(2) 区役所・支所保健福祉センターとの連携

担当地域における高齢者支援については、区役所・支所との連携が不可欠であること及び行政機関の一部を委託されていることを意識し、区役所・支所と互いに密な連携を図り、個々の高齢者への支援に留まらず、地域課題の把握やその対応策の検討等を一体的かつ継続的に行っていく。

(3) 公正・中立性の確保

運営費用が、市民の介護保険料や国・地方公共団体の公費によってまかなわれていること、高齢者保健福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、ケアプラ

ン作成やサービス事業所の紹介等をはじめとした活動について、高度な公正性・中立性を確保した事業運営を求められていることを認識して活動する。

(4) 個人情報の取扱い

高齢サポート職員は高齢者等の心身の状況や家庭の状況等、他人が容易には知り得ないような個人情報を詳細に知り得る立場にあることを念頭におき、その適正な取扱いを図る。

(5) 苦情対応について

高齢サポートに対する苦情を受けた場合、その内容及び対応等を記録し、職員間で共有し改善に向けた取組を検討するとともに、必要に応じて速やかに京都市に対して報告し協力して解決する。

(6) 運営の質の向上等に向けた取組

高齢サポートは、研修の機会の確保や専門職員会議等を通じた職員の資質向上を図るとともに、本市が従来から実施している高齢サポート職員向け研修（初任者、現任者、管理責任者研修）にも積極的に参加し、業務を行う上で必要な知識の習得及び技能の向上等を図る。

令和6年度の研修計画（京都市実施分）

研修名	開催時期
地域包括支援センター職員等初任者研修	令和6年5月（予定）
地域包括支援センター職員等管理責任者研修	令和6年9月（予定）
地域包括支援センター職員等現任者研修	令和6年12月（予定）

（注）研修内容は検討中。また、開催時期は変動する可能性がある。

＜「令和6年度 地域包括支援センター運営方針」策定に当たっての考え方＞

- 令和6年度から令和8年度の3年間を計画期間とする「第9期京都市民長寿すこやかプラン」においては、「健康長寿と地域包括ケアの推進」を総論とし、「健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進」、「地域で支え合う地域共生のまちづくりの推進」、「住み慣れた地域で暮らし続けるための介護サービス等の充実と住まい環境の確保」、「介護等の担い手の確保・定着及び育成をはじめとする介護サービス等を持続していくための取組の推進」を重点取組として設定するとともに、認知症施策推進計画・成年後見制度利用促進計画を一体的に策定し、施策・事業を総合的に推進することとしている。
- ひとり暮らし高齢者の年齢階層に応じた効果的・効率的な訪問活動を着実に実施するとともに、民生児童委員、老人福祉員、学区社会福祉協議会や高齢者の見守りに関する協定を締結する協力事業者等との連携による地域の高齢者の実態把握、ニーズに応じた適切な支援を進めていく。
- 高齢者の自立支援や重度化防止を進めるために、一人ひとりの状態に応じ、生きがいや社会参加も視野に入れたサービス提供や支援ができるよう、適切なケアマネジメントを実施していく。
- 地域ケア会議については、引き続き、高齢者支援の個別ケースの検討を積み重ねることを起点として、多職種の関係機関とのネットワーク構築を図り、地域課題を抽出・整理するとともに、PDCAサイクルの視点に基づき課題の検討・対応などを図っていく。また、地域ケア会議の中で明らかになった生活支援サービス等に関する地域課題について、「地域支え合い活動調整会議」に引き継ぎ、新たなサービス創出に向けた検討や取組を進めていくなど、課題に応じて関連する会議体やネットワークとの連携に取り組む。
- 上記以外にも、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けるための総合的な取組や、虐待対応をはじめとする権利擁護の取組等も着実に推進していく。
- これら的高齢サポートの活動については、すべて個別支援に関する業務が基盤的役割となっていることを念頭に展開していく。
- また、支援を要する高齢者等が増加し、支援課題も多様化・複雑化する中、高齢サポートが総合相談支援業務等に注力できるよう、本市と高齢サポートとの更なる連携・情報共有のもと、高齢サポートの運営課題への対応及び業務負担の軽減等に取り組んでいく。

※その他

- ◇ 平成30年7月4日付け厚生労働省老健局振興課長通知「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」において、地域包括支援センターの事業に係る評価基準が示され、当該指標に基づくチェックシートを市町村と地域包括支援センターがそれぞれ作成し、国に報告するとともに、評価結果を踏まえ、地域包括支援センターの機能強化策を検討していくこととされた。本市においても、当該事業評価の本市及び全国のとりまとめ結果等について、本市と高齢サポートの連携のもとで検討を行い、必要に応じて高齢サポートの運営に反映する等により、サービスの質向上や機能強化につなげていく。
- ◇ 本市では、地域住民が抱える福祉的な課題の多様化・複合化してきている状況を踏まえ、「京（みやこ）・地域福祉推進指針」において「行政・支援関係機関等による分野横断的な支援体制の強化」を重点目標の一つに掲げている。
- ◇ 本市においては、令和2年9月に、8050問題など、多様化・複合化するひきこもりの課題に対応するため、年齢によって分かれていたひきこもりの相談窓口を全年齢型に再編し、保健福祉センターと合わせて、ひきこもり地域支援センターとして位置付け、相談窓口の一元化を図るとともに、支援機関の中心となる保健福祉センターに「寄り添い支援係長」を、各区役所・支所に1名ずつ、計14名配置し、支援の受け手を中心とした包括的な寄り添い支援を行うこととした。
- ◇ また、本市においては、社会経済情勢の変化や、とりわけコロナ禍での人と人との交流機会の減少により深刻化してきているひきこもりや虐待、DV、不登校、いじめ、ごみ屋敷などの孤独・孤立に起因する様々な社会問題に対して、これまでから個々の課題に応じて実施してきた取組を融合し、更なる充実・強化を図るとともに、ヤングケアラーの問題等、近年顕在化している新たな課題についても取組を進めていくこととし、令和4年9月に、高齢サポートを含む関係機関・団体と本市の間で連携協定を締結することで、それぞれの横の連携を強化し、重層的支援体制の構築を図ることとした。
- ◇ さらには、令和6年度から、複雑化・複合化が進む地域住民の福祉課題を包括的に受け止め、行政・支援関係機関・地域の連携の下、解決に向けて支援する重層的支援体制の充実を行うこととしている。
- ◇ 高齢サポートにおいても、こうした支援体制やネットワークの強化の動きを踏まえ、関係機関や保健福祉センター等としっかり連携しながら、「8050問題」をはじめ、複合化した課題を抱えた世帯等への支援に当たっていく。
- ◇ 新型コロナウイルスの影響により、社会的に孤立しがちなひとり暮らし高齢者や外出等を自粛している高齢者のフレイルや認知症の進行等が懸念される。コロナ禍からの回復に向け、高齢サポートは、引き続き職員自身の健康管理や感染防止対策を徹底したうえで、高齢者の生活状況を把握し適切な支援に繋げていくとともに、地域介護予防推進センターや認知症初期集中支援チーム等をはじめとする関係機関の取組と連携し、地域の現状を踏まえつつ、地域住民の支援及び支援基盤の構築に取り組んでいく。

＜参考＞

報告事項資料「令和6年度高齢サポート（地域包括支援センター）の運営について」にかかる昨年度からの主な変更点

配布させていただいた報告事項資料「令和6年度高齢サポート（地域包括支援センター）の運営について」につきましては、昨年度の記載内容と概ね同様のものとしておりますが、一部変更した主な記載内容につきましては以下のとおりです。

（1） 地域ケア会議について

(旧) 令和5年度	(新) 令和6年度
令和5年度京都市地域ケア会議開催計画（案）	令和6年度京都市地域ケア会議開催計画（案）
1～2（略）	1～2（略）
3 令和5年度地域ケア会議実施にあたっての体系、構成員、開催頻度等	3 令和6年度地域ケア会議実施にあたっての体系、構成員、開催頻度等
4 留意点	4 留意点
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域ケア会議の中で明らかになった生活支援サービス等に関する地域課題について、「地域支え合い活動調整会議」に引き継いで新たなサービスの創出等に向けた検討や取組を進めていくなど、課題に応じて関連する会議体やネットワークとの分野横断的な連携を更に強化し、地域課題に対応していく。（別紙2参照） ○ 地域ケア会議全体を意義あるものにするためには、個別ケア会議等における高齢者支援の個別ケースの支援検討を積み重ねた上で、学区域、日常生活圏域、区域、市域の地域ケア会議が連動し、抽出・整理した地域課題をボトムアップして検討していくことが重要である。職員研修の充実等により、各層の地域ケア会議を有機的に連動させていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域ケア会議の中で明らかになった生活支援サービス等に関する地域課題について、「地域支え合い活動調整会議」に引き継いで新たなサービスの創出等に向けた検討や取組を進めていくなど、課題に応じて関連する会議体やネットワークとの分野横断的な連携を更に強化し、地域課題に対応していく。（別紙2参照） ○ 地域ケア会議全体を意義あるものにするためには、個別ケア会議等における高齢者支援の個別ケースの支援検討を積み重ねた上で、学区域、日常生活圏域、区域、市域の地域ケア会議が連動し、抽出・整理した地域課題をボトムアップして検討していくことが重要である。職員研修の充実等により、各層の地域ケア会議を有機的に連動させていく。

また、地域課題に対する取組については、PDCA サイクルに沿った評価の視点を重視することで、取組内容の充実を図る。

(新設)

- 高齢サポートだけでなく、ケアマネジャー等の支援者に対しても、地域ケア会議の重要性について共有を図っていく必要がある。
- 新型コロナウイルスの影響により、高齢者の健康状態の悪化や孤独・孤立、居場所や見守りの担い手の減少などの地域課題が顕在化する中、多職種の関係機関や会議体、ネットワーク等との間で地域課題等を把握・共有し、対応につなげていく地域ケア会議の役割はますます重要となっている。感染症の拡大等により構成員が参集する形での会議の開催が難しい場合においても、オンラインツールや書面を活用するなどの工夫により、柔軟な形で会議の実施に努めるとともに、ウィズコロナ・ポストコロナ社会における地域の現状を踏まえた取組内容を検討することで、地域における高齢者支援の基盤整備につなげていく。

また、地域課題に対する取組については、PDCA サイクルに沿った評価の視点を重視することで、取組内容の充実を図る。

- 8050問題やヤングケアラー等、複合的な課題を抱える世帯については、行政をはじめ、他分野の関係機関とも連携、協力しながら、世帯全体の支援をしていく。
- 高齢サポートだけでなく、ケアマネジャー等の支援者に対しても、地域ケア会議の重要性について共有を図っていく必要がある。
- コロナ禍を経て、高齢者の健康状態の悪化や孤独・孤立、居場所や見守りの担い手の減少などの地域課題が顕在化する中、多職種の関係機関や会議体、ネットワーク等との間で地域課題等を把握・共有し、対応につなげていく地域ケア会議の役割はますます重要となっている。構成員が参集する形での会議の開催が難しい場合においても、オンラインツールや書面を活用するなどの工夫により、柔軟な形で会議の実施に努めるとともに、それぞれの地域の現状を踏まえた取組内容を検討することで、地域における高齢者支援の基盤整備につなげていく。

(2) 令和6年度高齢サポート運営方針

(旧) 令和5年度	(新) 令和6年度
<p data-bbox="237 228 1077 312">令和5年度 高齢サポート（地域包括支援センター）運営方針（案）</p> <p data-bbox="237 371 853 403">1 地域包括ケアシステムの構築に向けて</p> <p data-bbox="264 419 1099 783">「<u>第8期京都市民長寿すこやかプラン</u>」では、<u>第7期プラン</u>から引き続き、「高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、互いに支え合い、いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち京都」をみんなで作る」ことを基本理念とし、<u>団塊の世代が75歳以上となる2025年</u>を見据えて、「<u>京都市版地域包括ケアシステム</u>」の深化・推進及び健康長寿のまち・京都の実現に向けた取組を推進していくことを目指すこととしている。</p> <p data-bbox="264 799 1099 1163">「京都市版地域包括ケアシステム」の深化・推進に当たっては、引き続き各高齢サポート（地域包括支援センター）を中核として、本市ならではの「地域力」や「地域の絆」を最大限に生かした学区単位のきめ細かい取組をもとに、日常生活圏域において医療・介護をはじめとする様々な関係機関との連携を進めることで、地域住民、関係機関、行政が一体となり、地域ぐるみで多様なニーズを持つ高齢者の暮らしを支援する。</p> <p data-bbox="237 1323 416 1355">2～3（略）</p>	<p data-bbox="1122 228 1962 312">令和6年度 高齢サポート（地域包括支援センター）運営方針（案）</p> <p data-bbox="1122 371 1827 403">1 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて</p> <p data-bbox="1149 419 1984 879">「<u>第9期京都市民長寿すこやかプラン</u>」では、<u>第8期プラン</u>から引き続き、「高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、互いに支え合い、いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち京都」をみんなで作る」ことを基本理念とし、「<u>団塊ジュニア世代</u>」が<u>65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える一方、生産年齢人口が急激に減少する2040年</u>を見据えて、「<u>京都市版地域包括ケアシステム</u>」の深化・推進及び健康長寿のまち・京都の実現に向けた取組を推進していくことを目指すこととしている。</p> <p data-bbox="1149 895 1984 1259">「京都市版地域包括ケアシステム」の深化・推進に当たっては、引き続き各高齢サポート（地域包括支援センター）を中核として、本市ならではの「地域力」や「地域の絆」を最大限に生かした学区単位のきめ細かい取組をもとに、日常生活圏域において医療・介護をはじめとする様々な関係機関との連携を進めることで、地域住民、関係機関、行政が一体となり、地域ぐるみで多様なニーズを持つ高齢者の暮らしを支援する。</p> <p data-bbox="1122 1323 1301 1355">2～3（略）</p>

4 重点取組事項

(1)~(3) (略)

(4) 認知症の人やその家族等に対する支援体制の強化構築

ア (略)

(新設)

イ 認知症初期集中支援チームとの協働による認知症の初期・初動支援の充実に向けた取組など、早期発見・相談・支援をスムーズに実施できる仕組みづくり

ウ 京都市「認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領」等を踏まえ、行方不明の恐れがある高齢者の事前相談・登録制度を活用した見守り支援の充実、また、発見協力依頼の情報提供制度を活用した行方不明高齢者の早期発見や事故の未然防止のための身近な地域ネットワーク（連絡網）の構築・拡充

エ 認知症高齢者の家族を含めた家族介護者の把握、関係機関との連携・協働による支援体制の強化

(5) 医療・介護をはじめとする多職種の地域ネットワークの充実・強化

ア～イ (略)

ウ 区・支所地域包括支援センター運営協議会（区・支所レベルの地域ケア会議）等における相互の情報共有・連携による地域課題の検討・対応

エ 「在宅医療・介護連携推進」「生活支援体制整備」「認知症施策推進」等において構築する専門職による分野別会議やネットワークとの相互の情報共有・連携による地域課題の検討・対応

4 重点取組事項

(1)~(3) (略)

(4) 認知症の人やその家族等に対する支援体制の構築・強化

ア (略)

イ 認知症の人の社会参加及び本人発信の取組の推進

ウ 認知症初期集中支援チームとの協働による認知症の初期・初動支援の充実に向けた取組など、早期発見・相談・支援をスムーズに実施できる仕組みづくり

エ 京都市「認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領」等を踏まえ、行方不明の恐れがある高齢者の事前相談・登録制度を活用した見守り支援の充実、また、発見協力依頼の情報提供制度を活用した行方不明高齢者の早期発見や事故の未然防止のための身近な地域ネットワーク（連絡網）の構築・拡充

オ 認知症の人・家族に寄り添った相談支援、関係機関との連携・協働による支援体制の強化

(5) 医療・介護をはじめとする多職種の地域ネットワークの充実・強化

ア～イ (略)

ウ 区役所・支所地域包括支援センター運営協議会（区役所・支所レベルの地域ケア会議）等における相互の情報共有・連携による地域課題の検討・対応

エ 「在宅医療・介護連携推進事業」「生活支援体制整備事業」「認知症総合支援事業」等において構築する専門職による分野別会議やネットワークとの相互の情報共有・連携による地域課題の検討・対応

(6) (略)

(7) 地域における生活支援体制整備に向けた資源の把握・情報共有等サービス創出に向けた関係機関との協働

ア～イ (略)

(新設)

5 共通の留意事項

(1)～(5) (略)

(6) 運営の質の向上等に向けた取組

高齢サポートは、研修の機会の確保や専門職員会議等を通じた職員の資質向上を図るとともに、本市が従来から実施している高齢サポート職員向け研修（初任者、現任者、管理責任者研修）にも積極的に参加し、業務を行う上で必要な知識の習得及び技能の向上等を図る。

令和5年度の研修計画（京都市実施分）

研修名	開催時期
地域包括支援センター職員等初任者研修	令和5年5月（予定）
地域包括支援センター職員等管理責任者研修	令和5年9月（予定）
地域包括支援センター職員等現任者研修	令和5年12月（予定）

(注) 研修内容は検討中。また、開催時期は変動する可能性がある。

<「令和5年度 地域包括支援センター運営方針」策定に当たっての考え方>

○ 令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間と

(6) (略)

(7) 地域における生活支援体制整備に向けた資源の把握・関係機関との協働

ア～イ (略)

(8) 包括的な支援体制の構築

属性にかかわらず相談の受け止めや、行政及び関係機関との協働による世帯全体への支援

5 共通の留意事項

(1)～(5) (略)

(6) 運営の質の向上等に向けた取組

高齢サポートは、研修の機会の確保や専門職員会議等を通じた職員の資質向上を図るとともに、本市が従来から実施している高齢サポート職員向け研修（初任者、現任者、管理責任者研修）にも積極的に参加し、業務を行う上で必要な知識の習得及び技能の向上等を図る。

令和6年度の研修計画（京都市実施分）

研修名	開催時期
地域包括支援センター職員等初任者研修	令和6年5月（予定）
地域包括支援センター職員等管理責任者研修	令和6年9月（予定）
地域包括支援センター職員等現任者研修	令和6年12月（予定）

(注) 研修内容は検討中。また、開催時期は変動する可能性がある。

<「令和6年度 地域包括支援センター運営方針」策定に当たっての考え方>

○ 令和6年度から令和8年度の3年間を計画期間と

する「第8期京都市民長寿すこやかプラン」においては、「ウィズコロナ社会に対応した健康長寿と地域包括ケアの推進」を総論とし、「健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進」、「地域で支え合う地域共生のまちづくりの推進」、「住み慣れた地域で暮らし続けるための住まい環境の確保と支援の充実」を重点取組として設定し、各種施策の推進に取り組むこととしている。

- ひとり暮らし高齢者の年齢階層に応じた効果的・効率的な訪問活動を着実に実施するとともに、民生児童委員、老人福祉員、学区社会福祉協議会や高齢者の見守りに関する協定を締結する協力事業者等との連携による地域の高齢者の実態把握、ニーズに応じた適切な支援を進めていく。
- 高齢者の自立支援や重度化防止を進めるために、一人ひとりの状態に応じ、生きがいや社会参加も視野に入れたサービス提供や支援ができるよう、適切なケアマネジメントを実施していく。
- 地域ケア会議については、引き続き、高齢者支援の個別ケースの検討を積み重ねることを起点として、多職種の関係機関とのネットワーク構築を図り、地域課題を抽出・整理するとともに、PDCAサイクルの視点に基づき課題の検討・対応などを図っていく。また、地域ケア会議の中で明らかになった生活支援サービス等に関する地域課題について、「地域支え合い活動調整会議」に引き継ぎ、新たなサービス創出

する「第9期京都市民長寿すこやかプラン」においては、「健康長寿と地域包括ケアの推進」を総論とし、「健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進」、「地域で支え合う地域共生のまちづくりの推進」、「住み慣れた地域で暮らし続けるための介護サービス等の充実と住まい環境の確保」、「介護等の担い手の確保・定着及び育成をはじめとする介護サービス等を持続していくための取組の推進」を重点取組として設定するとともに、認知症施策推進計画・成年後見制度利用促進計画を一体的に策定し、施策・事業を総合的に推進することとしている。

- ひとり暮らし高齢者の年齢階層に応じた効果的・効率的な訪問活動を着実に実施するとともに、民生児童委員、老人福祉員、学区社会福祉協議会や高齢者の見守りに関する協定を締結する協力事業者等との連携による地域の高齢者の実態把握、ニーズに応じた適切な支援を進めていく。
- 高齢者の自立支援や重度化防止を進めるために、一人ひとりの状態に応じ、生きがいや社会参加も視野に入れたサービス提供や支援ができるよう、適切なケアマネジメントを実施していく。
- 地域ケア会議については、引き続き、高齢者支援の個別ケースの検討を積み重ねることを起点として、多職種の関係機関とのネットワーク構築を図り、地域課題を抽出・整理するとともに、PDCAサイクルの視点に基づき課題の検討・対応などを図っていく。また、地域ケア会議の中で明らかになった生活支援サービス等に関する地域課題について、「地域支え合い活動調整会議」に引き継ぎ、新たなサービス創出

に向けた検討や取組を進めていくなど、課題に応じて関連する会議体やネットワークとの連携に取り組む。

- 上記以外にも、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けるための総合的な取組や、虐待対応をはじめとする権利擁護の取組等も着実に推進していく。
- これらの高齢サポートの活動については、すべて個別支援に関する業務が基盤的役割となっていることを念頭に展開していく。
- また、支援を要する高齢者等が増加し、支援課題も多様化・複雑化する中、高齢サポートが総合相談支援業務等に注力できるよう、国による制度改正の動きも注視しつつ、本市と高齢サポートとの更なる連携・情報共有のもと、高齢サポートの運営課題への対応及び業務負担の軽減等に取り組んでいく。

※その他

- ◇ 平成30年7月4日付け厚生労働省老健局振興課長通知「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」において、地域包括支援センターの事業に係る評価基準が示され、当該指標に基づくチェックシートを市町村と地域包括支援センターがそれぞれ作成し、国に報告するとともに、評価結果を踏まえ、地域包括支援センターの機能強化策を検討していくこととされた。本市においても、当該事業評価の本市及び全国のとりまとめ結果等について、本市と高齢サポートの連携のもとで検討を行い、必要に応じて高齢サポートの運営に反映する等により、

に向けた検討や取組を進めていくなど、課題に応じて関連する会議体やネットワークとの連携に取り組む。

- 上記以外にも、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けるための総合的な取組や、虐待対応をはじめとする権利擁護の取組等も着実に推進していく。
- これらの高齢サポートの活動については、すべて個別支援に関する業務が基盤的役割となっていることを念頭に展開していく。
- また、支援を要する高齢者等が増加し、支援課題も多様化・複雑化する中、高齢サポートが総合相談支援業務等に注力できるよう、本市と高齢サポートとの更なる連携・情報共有のもと、高齢サポートの運営課題への対応及び業務負担の軽減等に取り組んでいく。

※その他

- ◇ 平成30年7月4日付け厚生労働省老健局振興課長通知「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」において、地域包括支援センターの事業に係る評価基準が示され、当該指標に基づくチェックシートを市町村と地域包括支援センターがそれぞれ作成し、国に報告するとともに、評価結果を踏まえ、地域包括支援センターの機能強化策を検討していくこととされた。本市においても、当該事業評価の本市及び全国のとりまとめ結果等について、本市と高齢サポートの連携のもとで検討を行い、必要に応じて高齢サポートの運営に反映する等により、

サービスの質向上や機能強化につなげていく。

◇ 本市では、地域住民が抱える福祉的な課題の多様化・複合化してきている状況を踏まえ、「京(みやこ)・地域福祉推進指針」において「行政・支援関係機関等による分野横断的な支援体制の強化」を重点目標の一つに掲げている。

◇ 本市においては、令和2年9月に、8050問題など、多様化・複合化するひきこもりの課題に対応するため、年齢によって分かれていたひきこもりの相談窓口を全年齢型に再編し、保健福祉センターと合わせて、ひきこもり地域支援センターとして位置付け、相談窓口の一元化を図るとともに、支援機関の中心となる保健福祉センターに「寄り添い支援係長」を、各区役所・支所に1名ずつ、計14名配置し、支援の受け手を中心とした包括的な寄り添い支援を行うこととしている。

◇ また、本市においては、社会経済情勢の変化や、とりわけコロナ禍での人と人との交流機会の減少により深刻化してきているひきこもりや虐待、DV、不登校、いじめ、ごみ屋敷などの孤独・孤立に起因する様々な社会問題に対して、これまでから個々の課題に応じて実施してきた取組を融合し、更なる充実・強化を図るとともに、ヤングケアラーの問題等、近年顕在化している新たな課題についても取組を進めていくこととし、令和4年9月に、高齢サポートを含む関係機関・団体と本市の間で連携協定を締結することで、それぞれの横の連携を強化し、重層的な支援体制の構築を図ることとしている。

(新設)

サービスの質向上や機能強化につなげていく。

◇ 本市では、地域住民が抱える福祉的な課題の多様化・複合化してきている状況を踏まえ、「京(みやこ)・地域福祉推進指針」において「行政・支援関係機関等による分野横断的な支援体制の強化」を重点目標の一つに掲げている。

◇ 本市においては、令和2年9月に、8050問題など、多様化・複合化するひきこもりの課題に対応するため、年齢によって分かれていたひきこもりの相談窓口を全年齢型に再編し、保健福祉センターと合わせて、ひきこもり地域支援センターとして位置付け、相談窓口の一元化を図るとともに、支援機関の中心となる保健福祉センターに「寄り添い支援係長」を、各区役所・支所に1名ずつ、計14名配置し、支援の受け手を中心とした包括的な寄り添い支援を行うこととした。

◇ また、本市においては、社会経済情勢の変化や、とりわけコロナ禍での人と人との交流機会の減少により深刻化してきているひきこもりや虐待、DV、不登校、いじめ、ごみ屋敷などの孤独・孤立に起因する様々な社会問題に対して、これまでから個々の課題に応じて実施してきた取組を融合し、更なる充実・強化を図るとともに、ヤングケアラーの問題等、近年顕在化している新たな課題についても取組を進めていくこととし、令和4年9月に、高齢サポートを含む関係機関・団体と本市の間で連携協定を締結することで、それぞれの横の連携を強化し、重層的支援体制の構築を図ることとした。

◇ さらには、令和6年度から、複雑化・複合化が進む

- ◇ 高齢サポートにおいても、こうした支援体制やネットワークの強化の動きを踏まえ、関係機関や保健福祉センター等としっかり連携しながら、「8050問題」をはじめ、複合化した課題を抱えた世帯等への支援に当たっていく。
- ◇ 新型コロナウイルスの影響により、社会的に孤立しがちなひとり暮らし高齢者や外出等を自粛している高齢者について、フレイルや認知症の進行等が懸念される。高齢サポートは、職員自身の健康管理や感染防止対策を徹底したうえで、高齢者の生活状況を把握し適切な支援に繋げていくとともに、地域介護予防推進センターや認知症初期集中支援チーム等をはじめとする関係機関の取組と連携し、ウィズコロナ・ポストコロナ社会における地域の現状を踏まえつつ、地域住民の支援及び支援基盤の構築に取り組んでいく。

地域住民の福祉課題を包括的に受け止め、行政・支援関係機関・地域の連携の下、解決に向けて支援する重層的支援体制の充実を行うこととしている。

- ◇ 高齢サポートにおいても、こうした支援体制やネットワークの強化の動きを踏まえ、関係機関や保健福祉センター等としっかり連携しながら、「8050問題」をはじめ、複合化した課題を抱えた世帯等への支援に当たっていく。
- ◇ 新型コロナウイルスの影響により、社会的に孤立しがちなひとり暮らし高齢者や外出等を自粛している高齢者のフレイルや認知症の進行等が懸念される。コロナ禍からの回復に向け、高齢サポートは、引き続き職員自身の健康管理や感染防止対策を徹底したうえで、高齢者の生活状況を把握し適切な支援に繋げていくとともに、地域介護予防推進センターや認知症初期集中支援チーム等をはじめとする関係機関の取組と連携し、地域の現状を踏まえつつ、地域住民の支援及び支援基盤の構築に取り組んでいく。